

議 事 日 程 (第4号)

令和3年3月18日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第10号 須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例の制定について
- 日程第 2 議案第11号 須恵町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第12号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第15号 須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第16号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第17号 須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第18号 須恵町保育所条例を廃止する条例の制定について
- 日程第10 議案第19号 須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第21号 令和4年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第12 議案第22号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第13 議案第23号 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第14 議案第24号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第15 議案第25号 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第16 議案第26号 令和4年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第17 発議第 2号 須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第18 発議第 3号 須恵町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 日程第19 議員定数調査特別委員会の所管事務調査報告について
- 日程第20 発議第 4号 須恵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第21 委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第10号 須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例の制定について
- 日程第 2 議案第11号 須恵町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第12号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例

- 日程第 5 議案第 14 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
 日程第 6 議案第 15 号 須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例  
 日程第 7 議案第 16 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
 日程第 8 議案第 17 号 須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例  
 日程第 9 議案第 18 号 須恵町保育所条例を廃止する条例の制定について  
 日程第 10 議案第 19 号 須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定について  
 日程第 11 議案第 21 号 令和 4 年度須恵町一般会計予算の提出について  
 日程第 12 議案第 22 号 令和 4 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について  
 日程第 13 議案第 23 号 令和 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について  
 日程第 14 議案第 24 号 令和 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について  
 日程第 15 議案第 25 号 令和 4 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について  
 日程第 16 議案第 26 号 令和 4 年度須恵町水道事業会計予算の提出について  
 日程第 17 発議第 2 号 須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例  
 日程第 18 発議第 3 号 須恵町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について  
 日程第 19 議員定数調査特別委員会の所管事務調査報告について  
 日程第 20 発議第 4 号 須恵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例  
 日程第 21 委員会の閉会中の継続調査について

---

出席議員（12名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	8 番	世 利 孝 志
9 番	三 角 栄 重	10 番	猪 谷 繁 幸
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

---

欠席議員（1名）

11 番	田 ノ 上 真
------	---------

---

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	白 水 誠
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安河内 文 彦	総 務 課 長	諸 石 豊
上下水道課長	稲 永 勝 章	税 務 課 長	合 屋 真 由 美
福 祉 課 長	今 泉 英 明	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
地 域 振 興 課	平 山 幸 治	ま ち づ く り 課 長	吉 川 聡 士
社会教育課長	安河内ひとみ	会 計 管 理 者	横 山 剛
住 民 課 長	百 田 敦	子 ども 教 育 課 長	吉 本 孝 治
健康増進課長	舩 本 直 明	ま ち づ く り 課 参 事	船 井 弘 喜
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 長 補 佐	白 水 婦 美
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

今日はですね、3年度最後の定例会になっておりますので、よろしく願いいたします。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、田ノ上真君より欠席の届出があっておりますので、御報告します。

なお、総務建設産業委員会の審査報告は、須恵町議会委員会条例第9条により、委員長の職務代行として、副委員長が委員長の職務を行うこととなっておりますので、副委員長に報告を求めます。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第21号から議案第26号までは、関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

---

#### 日程第1. 議案第10号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第10号須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業副委員長の報告を求めます。13番、三上政義君。

○総務建設産業副委員長（三上 政義） おはようございます。

議案第10号須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、須恵町都市計画基本方針策定委員会の位置づけの見直しを行い必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

この条例は、第1条から第10条で構成するもので、従来の要綱を、内容をより具体的にし、設置についての法的根拠、関係者の出席、報酬及び費用弁償の項目を追加し、条例として新規策定するものです。

附則で、この条例は、令和4年4月1日より施行するものです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 副委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第10号について採決に入ります。本案に対する副委員長の報告は可決です。よって、議案第10号は副委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第10号須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例の制定については、副委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第11号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業副委員長の報告を求めます。13番、三上政義君。

○総務建設産業副委員長（三上 政義） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第11号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由といたしまして、ふるさと応援寄附金事業の推進及び複雑多様化する教育課題に適切に対処することを目的とした機構改革を実施するに当たり、必要な体制の整備を図るため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

内容としましては、機構改革に対応した課名の変更で、まちづくり課をまちづくり課とふるさと応援課に、子ども教育課を学校教育課と子育て支援課に分割いたします。

2ページをお願いいたします。

この条例は3条立てとなっており、分割後の課名の追加、変更が必要な条例について、今回改正を行っております。

3ページをお願いいたします。

第1条でふるさと応援課を追加します。

4ページをお願いいたします。

第2条関係で、子ども教育課を子育て支援課に改正いたします。

5ページをお願いいたします。

第3条関係で、子ども教育課を学校教育課に改正いたします。

附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 副委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第11号について採決に入ります。本案に対する副委員長の報告は可決です。よって、議案第11号は副委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第11号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例は、副委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第12号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第12号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業副委員長の報告を求めます。13番、三上政義君。

○総務建設産業副委員長（三上 政義） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第12号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、須恵町附属機関に須恵町農業振興地域整備促進協議会、須恵町都市計画基本方針策定委員会、民生委員推薦会を追加し、所要の条文整理を行うため提案するものです。

4ページをお願いいたします。

新旧対照表で説明いたします。別表中の附属機関の名称の追加、修正です。

まず、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興整備計画に関する事項を担う機関である須恵町農業振興地域整備促進協議会を追加いたします。

次に、先ほど議案10号の須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例が可決されましたが、都市計画法に基づき都市計画に関する基本的な方針を策定するために設置する須恵町都市計画基本方針策定委員会を追加いたします。

次に、5ページをお願いいたします。

民生委員、児童委員の候補者を審査し厚生労働大臣に推薦する機関で、市町村に設置することが民生委員法で規定されている民生委員推薦会を追加します。

また、この追加に併せて別表の附属機関の名称を例規集の記載順に変更しております。

このほかに、4ページ、改正前の社会教育委員及びスポーツ推進委員と表記していたものを、社会教育委員会、スポーツ推進委員会に。5ページ、改正前の消防賞じゅつ金審査委員会を消防賞じゅつ金等審査委員会に変更いたします。

附則として、この条例は、令和4年4月1日を施行日としております。

以上、審査の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 副委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第12号について採決に入ります。本案に対する副

委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は副委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第12号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は、副委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第13号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第13号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業副委員長の報告を求めます。13番、三上政義君。

○総務建設産業副委員長（三上 政義） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第13号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、特別職の職員で非常勤のものに対する報酬額の規定の見直しを行い、所要の条文整備を行うため提案するものです。

内容としましては、特別職非常勤職員につきましては、これまで報酬を含めたところで費用弁償として支払うケースがありましたが、本来、特別職非常勤職員に対しましては報酬を支払わなければならない趣旨の規定が地方自治法第203条の2にあるため、本条例の報酬の支給規定を整理し、また、出張する場合の旅費の支給額を町長等の旅費の規定に合わせるように改正するものです。

5ページで、新旧対照表で御説明いたします。

第1条の見出しを報酬から目的に変更し、この条例は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償を定めることを目的とすると規定しております。

第1条の次に、報酬、第2条を追加し、第1条で特別職の職員で非常勤のものの報酬を別表1で規定するとしております。

第2項は、第1項で報酬は別表第1のとおりとすると規定していますが、日額報酬を受ける職員で、弁護士、医師、大学教授等の専門的な知見、立場の方に対する報酬は2万円以内で町長が定めるとしております。

次に、改正前の第2条を第3条とし、内容については変更ありません。

同様に第3条を第4条とし、費用弁償についての規定ですが、第2項において旅費の額は別表第2のとおりとするとしております。

第2項の次に3項を追加し、第3項では、特別職の職員で非常勤のものに支給する旅費につい

ては一般職の職員に支給する旅費の例による、つまり、支給の方法については原則職員の旅費の支給方法に準ずるということになります。

第4項で、会議に出席した場合は1回につき費用弁償として2,000円を支給するとし、第5項では、町長が特に必要と認めた場合を除き、日額で報酬が支払われる特別職の職員についてはこの第4項の規定は適用しない、2,000円の費用弁償は支給しないとしております。

第5条は規則への委任で、改正前と変更ありません。

最後に、別表第2、旅費の額を規定する表ですが、改正前は特別職の職員で非常勤のものの旅費は議会議員の旅費額と同じとしておりましたが、今回、粕屋地区内の特別職の職員で非常勤のものの旅費額等の改正に合わせて、町長など常勤の特別職の旅費額と同額としております。

附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 副委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第13号について採決に入ります。本案に対する副委員長の報告は可決です。よって、議案第13号は副委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第13号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、副委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第14号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第14号一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業副委員長の報告を求めます。13番、三上政義君。

○総務建設産業副委員長（三上 政義） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由といたしまして、須恵町立れいんぼ一保育園及び須恵町立認定こども園アザレア幼稚園を令和4年度から民営化することに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。



内容といたしまして、別表第2、級別標準職務分類表から保育士に関する職務名を削除し、幼稚園長補佐、幼稚園長等の職務名を園長補佐、園長に変更するものです。

また、6級に規定している困難業務を行う保育所長及び幼稚園長の職務については、実際は園長を監督する立場として課長職があるため、6級から園長の職を削除するものです。

附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 副委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第14号について採決に入ります。本案に対する副委員長の報告は可決です。よって、議案第14号は副委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、副委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第15号須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業副委員長の報告を求めます。13番、三上政義君。

○総務建設産業副委員長（三上 政義） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第15号須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由といたしまして、ふるさと応援基金を活用し、地域の特色を生かした魅力あるまちづくりをより一層推進するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正の主な内容としましては、第1条ではふるさと応援寄附金を地域の特色を生かした魅力あるまちづくりに活用するというを明記するために、字句の改正をしております。

次に、社会情勢に迅速に対応できる体制を構築し、より幅広く寄附者の意向を反映することができるようにするために、改正前の条文中、事業、第2条を削るものです。具体的には、須恵町第5次総合計画のまちづくりに必要な施策の大綱が5項目ありますが、その5項目をそのままこの条例の事業の各号に規定しております。

寄附を頂く方に事業内容が分かりやすくするため、また、日々変化する社会情勢に応じてより

幅広く寄付者の意向を反映することができるように、要綱において事業を規定するものです。

また、2条を削りますので、条例前3条を2条として、3条以降も同様に繰り上げるものです。

次に、6条を追加して本基金から事業への財源に充てるため、基金の処分について規定しています。

附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 副委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第15号について採決に入ります。本案に対する副委員長の報告は可決です。よって、議案第15号は副委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第15号須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例は、副委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第16号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第16号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第16号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由として、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことによるものです。

今回の改正は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険税の未就学児に係る被保険者均等割額について、当該未就学児の被保険者均等割額に10分の5乗じて得た額を減額するための条文の追加を行うものです。

7ページの新旧対照表を御覧ください。

第25条国民健康保険税の減額について、第2項を追加して未就学児に係る被保険者均等割額について減額する額を、被保険者の7割、5割、2割の軽減区分ごとに定めるものです。

その他、法律と条例の改正に併せ用語の整理を行うものです。

3ページに戻って、附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第16号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第16号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第17号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第17号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページをお願いします。

提案理由として、須恵町立れいんぼ一幼稚園を令和4年度から民営化することに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

新旧対照表で説明します。3ページをお願いします。

別表第3（第4条関係）における須恵町立れいんぼ一幼稚園の名称と位置の須恵町大字旅石523番地を削除するものです。

令和4年度から民営化により、れいんぼ一幼稚園が町立園でなくなることから改正するものです。

戻っていただいて、2ページをお願いします。

附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行するとします。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第17号について採決に入ります。本案に対する委

員長の報告は可決です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第17号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第18号

○議長（松山 力弥） 日程9、議案第18号須恵町保育所条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第18号須恵町保育所条例を廃止する条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、須恵町立れいんぼ一保育園を令和4年度から民営化することに伴い、当該条例を廃止する必要性が生じたので提案するものです。

令和4年度の民営化により、須恵町立保育所はなくなることからこの条例は廃止するものです。附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行するとします。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第18号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第18号須恵町保育所条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第19号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第19号須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第19号須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、須恵町立認定こども園アザレア幼稚園を令和4年度から民営化することに伴い、当該条例を廃止する必要性が生じたので提案するものです。

令和4年度の民営化により、須恵町立の認定こども園がなくなることからこの条例を廃止するものです。

附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしています。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第19号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第19号須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第11. 議案第21号

日程第12. 議案第22号

日程第13. 議案第23号

日程第14. 議案第24号

日程第15. 議案第25号

日程第16. 議案第26号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第21号令和4年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第12、議案第22号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第13、議案第23号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第14、議案第24号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第15、議案第25号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第16、議案第26号令和4年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託を受けておりました、議案第21号令和4年度須恵町一般会計予算の提出から、議案第26号令和4年度須恵町水道事業会計予算の提出についてまでの6議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

審査は、3月10日、14日、15日の計3日間で行いました。

それでは、各議案別に報告をいたします。

議案第21号令和4年度須恵町一般会計予算の提出について、予算書5ページです。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ116億4,000万円と定める。

第2項予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

地方債、第2条地方債は「第2表地方債」による。

債務負担行為、第3条債務負担行為は「第3表債務負担行為」による。

一時借入金、第4条一時借入金の借入れの最高額は6億円と定める。

歳入予算の流用、第5条歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用としています。

12ページ、第2表地方債です。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額2億4,000万円、地域活性化センター空調設備改修事業債440万円、一般会計出資債1,260万円、緊急自然災害防止対策事業債240万円、道路改良事業債850万円、緊急防災・減災事業債1億円、第三幼稚園（仮称）改築事業債6億470万円、文化会館屋上防水改修事業債2,230万円、文化会館舞台吊物改修事業債4,230万円、文化会館照明LED取替事業債580万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

13ページ、第3表債務負担行為です。

町勢要覧、PR動画作成等業務委託料、期間、令和4年度から令和5年度まで、限度額1,500万円です。

須恵第一小学校学校給食調理等業務委託、令和4年度から令和7年度まで、限度額6,309万6,000円。

須恵第二小学校学校給食調理等業務委託、令和4年度から令和7年度まで、限度額7,196万円。

須恵第三小学校学校給食調理等業務委託、令和4年度から令和7年度まで、限度額5,346万円。

第三幼稚園改築工事管理業務委託、令和4年度から令和5年度まで、限度額1,289万6,000円。

第三幼稚園改築工事、令和4年度から令和5年度まで、限度額9億4,589万円です。

一般会計歳入歳出予算の総額116億4,000万円は、町税や国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種関連補助金、第三幼稚園（仮称）建築事業などの普通建設事業費の増加により、対前年度比12億3,000万円、11.8%の増となり、昨年度に引き続き100億円を超える過去最高の予算規模となりました。

主な歳入予算は、1款町税は、31億1,483万7,000円、歳入全体の26.8%で、個人町民税7.5%、法人住民税は33.2%、固定資産税6%の増と見込み、対前年度比2億3,940万7,000円、8.3%の増です。

10款地方交付税は、19億7,200万円、歳入全体の16.9%、これは町税が増収の見込みであることと、幼保民営化に伴い、社会福祉費及び教育費の基準財政需要額が減となるため3,500万円、1.7%の減と見込んでいます。

14款国庫支出金は、16億4,876万8,000円、歳入の14.2%で5億1,415万6,000円、45.3%の増です。施設型給付費、新型コロナウイルスワクチン接種関連補助金などの増によるものです。

15款県支出金は、9億1,822万6,000円、歳入の7.9%で、1億1,711万円、14.6%の増です。これは、施設型給付費等県負担金や障害者自立支援給付費県負担金が増加しているためです。

このほかに、対前年度と比較して大きく増加している歳入科目として、18款繰入金6億1,100万5,000円、財政調整基金繰入金9,000万円の増、21款町債10億4,300万円、第三幼稚園（仮称）改築事業債などで3億460万円の増です。

歳入の構成比ですが、歳入の自主財源は全体の45.3%で依存財源は54.7%です。前年度から自主財源の構成比が2.5ポイント下がっています。依存財源の国庫支出金や町債の増が要因です。

歳出ですが、主なものとして、2款総務費23億4,880万7,000円は歳出の20.2%で、共同調達パソコン等リース料や自治体クラウドサービス更新業務委託料などの増で8,963万4,000円、4%の増です。

3款民生費41億1,584万円は、歳出の35.4%で、施設型給付費の県負担金や障害者自立支援給付費県負担金の増で、2億7,326万7,000円、7.1%の増です。

4款衛生費12億7,169万は歳出の10.9%で、新型コロナウイルスワクチン接種事業などで1億9,584万6,000円、18.2%の増です。

8款土木費5億8,181万8,000円は、歳出の5%で、道路新設改良事業費や公共下水道事業特別会計繰出金の減などにより7,530万1,000円の減です。

9款消防費4億8,258万4,000円は、歳出の4.1%で、粕屋南部消防組合負担金や中部防災センター（仮称）建設に伴う外構工事などにより7,065万6,000円の増です。

10款教育費18億8,463万9,000円は、歳出の16.2%で、第三幼稚園（仮称）改築工事や文化会館改修、ICT環境整備備品購入などで、6億7,651万3,000円、56%の増です。

12款公債費6億2,843万3,000円は、歳出の5.4%で、防災行政無線整備事業債や第三小学校外壁屋根改修事業などの償還開始となるため、3,296万4,000円、5.5%の増です。

歳出の構成比は、義務的経費が39.4%で前年度比0.4ポイントの減、投資的経費の普通建設事業費、災害復旧費が9.7%で4.6ポイントの増、その他の経費が50.9%で4.2ポイントの減です。第三幼稚園（仮称）改築事業などによる普通建設事業費の大幅な伸びにより、投資的経費が増加しています。

基金の状況ですが、令和3年度末の財政調整基金の見込額が29億7,966万5,000円、減債基金が4億270万9,000円、ふるさと応援基金が5億9,398万1,000円で、当初予算のため、令和4年度の財政調整基金の取崩し予定額は6億1,000万円と見込んでいます。

質疑として、歳出において、2款総務費で、みそ加工場跡地の利用についての質疑に、ふるさと納税返礼品保管倉庫として使用との答弁がありました。

3款民生費で、寝たきり高齢者介護手当補助金の人数についての質疑に、寝たきり高齢者は23人との答弁、緊急通報装置貸与の人数についての質疑に、平均37人に貸与しており、70人で予算計上しているとの答弁がありました。

4款衛生費で、空き家等解体工事請負費についての質疑に、令和3年度は1軒200万円、5軒分を見込んでいたが、長屋があるため750万円と計上しているとの答弁。

町有地草木手入れ等業務委託の場所についての質疑に、民有地隣接墓地、山林など、要望が上がった場所との答弁。

地球温暖化対策実行計画策定業務の詳細についての質疑に、現状を把握し今後の実施計画を立てる。須恵町に一番合った方法で再生可能エネルギーの検討をしていくとの答弁がありました。

6款農林水産業費で、有害鳥獣駆除の効果についての質疑に、生活環境、農業環境被害の防止には効果が上がっているとの答弁がありました。

7款商工費で、創業支援事業補助金についての質疑に、審議会で検討し、商工会を通して実行



されるとの答弁。

観光施設案内板QRコード更新業務委託についての質疑に、ホームページの更新でリンクしていないので、須恵中央駅皿山の看板のQRコードからリンクをさせるとの答弁がありました。

8款土木費で、町営河川のしゅんせつの場所についての質疑に、令和4年度までに皿山川のしゅんせつ工事があり、今後、観音谷川などの予定があるとの答弁。

通学路交通安全対策工事の詳細についての質疑に、歩道と車道の分離、ガードパイプの設置、歩道の整備などとの答弁がありました。

9款消防費で、防災ハザードマップ全戸配布方法の質疑では、シルバー人材センターに委託し、ハザードマップとため池ハザードマップを一緒に全戸ポストインして配布するととの答弁がありました。

10款教育費で、第三小学校校庭遊具撤去工事の詳細についての質疑に、バスケットゴール1か所、ターザンロープ、丸太のはしごなどの撤去をしていくとの答弁。

現在の待機児童数の質疑では、令和2年度32名、現在は14名で申し込みが終わり調整中ですとの答弁。

アザレア幼児園、れいんぼー幼稚園・保育園民営化による経済効果についての質疑に、1億円ほどを見込んでいるとの答弁。

歴史民俗資料館の耐震診断の予定の質疑では、これから検討するとの答弁。

運動公園遊具整備工事についての質疑に、滑り台と幼児の遊具の修理費で見積りを取っての金額との答弁がありました。

以上、全員賛成で可決としています。

続いて、議案第22号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、特別会計予算書の5ページです。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億300万円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」によるとしています。

当初予算の概要としまして、被保険者数は後期高齢者医療及び社会保険への移行により減少していますが、令和4年度から、団塊の世代の後期高齢者医療への移行により被保険者数減少がさらに加速すると見込まれています。

一方、医療費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による受診控えが収まり、1人当たり医療費が再び増加に転じていることから保険給付費は僅かな減額にとどまっています。

歳入におきましては、保険税収納率の向上により保険税額が増加しております。

また、保険税収納率の向上と特定保健指導実施率の上昇により特別交付税が増加した結果、赤字

補てんであるその他一般会計繰入金が減少しております。

予算総額は、前年度と比較して金額で1,800万円、率で0.6%少なくなっています。

事項別明細書、13ページ、歳入では、1款国民健康保険税5億4,366万1,000円、対前年度比較1,246万1,000円、2.3%の増額、予算の18.1%を占めます。

4款県支出金22億1,154万2,000円は、医療費の支払いに充てるための保険給付費等県交付金及び災害や景気変動と特別な事情が生じた場合交付される財政安定化基金県交付金で予算の73.6%。

5款繰入金2億4,430万3,000円、対前年度比較2,616万8,000円の減額は、主にその他一般会計繰入金の減額によるもので予算の8.1%。

14ページ、歳出では、1款総務費1,912万8,000円、対前年度比較1,155万6,000円の減額は、人件費の減が主なものです。

2款保険給付費21億6,458万2,000円、対前年度比較1,465万円の減額で予算の72.1%、1人当たりの医療費は上昇していますが、高額療養費の減によるものです。

3款国民健康保険事業費納付金7億7,846万2,000円で、対前年度比較602万8,000円の増、予算の25.9%、県全体の保険給付費について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものです。

6款保健事業費、3,562万円。被保険者の健康増進と医療費抑制のための保健事業を行うものです。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としています。

次に、議案第23号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、予算書の55ページをお願いします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳出予算それぞれ4億1,000万円と定める。第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」によるとしています。

事項別明細書61ページ、歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億8,830万円、対前年度比較5.7%の増額。

3款繰入金、1億2,007万8,000円、対前年度比較8.3%の増額は、人件費を含む事務費繰入金と保険料軽減分に相当する保険基盤安定繰入金の計上。

62ページ、歳出では、1款総務費1,620万6,000円、対前年度比較2.3%の増額は、職員人件費が主なもので、役務費は増加しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金3億9,153万6,000円、対前年度比較5.9%の増

額は、被保険者数の増によるものです。

3款諸支出金101万1,000円です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としています。

続いて、議案第24号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、予算書の87ページです。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,500万円と定める。

第2条地方債は「第2表地方債」による。

第3条債務負担行為は「第3表債務負担行為」によるとしています。

91ページ、第2表地方債です。

起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分限度額2,830万円、多々良川流域関連公共下水道分2億380万円、資本費平準化債公共下水道分1億450万円、資本費平準化債流域下水道分1,490万円、特別措置分4,060万円、公営企業会計適用債900万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

92ページ、第3表債務負担行為です。

下水道資産評価整理業務委託、期間、令和4年度から5年度まで、限度額260万円。下水道企業会計システム導入業務委託、期間、令和4年度から5年度まで、限度額550万円です。

歳入では、1款分担金及び負担金815万円で、供用開始面積の減により、前年度比493万8,000円、37.7%の減。

2款使用料及び手数料は、使用料3億1,210万円で、前年度実績を見込み、前年度比728万9,000円、2.3%の減。

3款国庫支出金は、下水道費国庫補助金8,790万円で、管渠築造工事の増により、前年度比290万円、3.4%の増。

5款繰入金は、一般会計繰入金3億1,340万円1,000円で、前年度比2,446万7,000円、7.2%の減。

下水道施設整備基金繰入金2,233万7,000円で、前年度比120万7,000円、5.1%の減、平成30年度から令和3年度に積み立てた基金を当該年度の令和4年度に繰り入れます。

8款町債は、下水道事業債4億110万円で、管渠築造工事費等の増により、前年度比4,800万円、13.6%の増です。

歳出では、1款総務費は2億3,296万3,000円で、多々良川流域下水道維持管理負担金等の減により、前年度比2,979万3,000円、11.3%の減。

2款下水道事業費は、4億377万6,000円で、工事請負費等の増により、前年度比

4,556万9,000円、12.7%の増。

3款公債費5億1,004万2,000円は、償還利子の減により、前年度比245万9,000円、0.5%の減となっています。

質疑として、令和3年度末での公共下水道の水洗化率についての質疑に、令和3年度末で94%の予定、令和4年度の工事完了後の公共下水道の整備率についての質疑に、整備面積から全体計画面積を除いた数値となり、概算で68%程度との答弁がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としています。

次に、議案第25号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、予算書の127ページです。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,500万円と定める。

第2条地方債は「第2表地方債」による。

第3条債務負担行為は「第3表債務負担行為」によるとしています。

131ページ、第2表地方債です。

起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債限度額2,000万円、公営企業会計適用債80万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

132ページ、第3表債務負担行為です。

集落排水試算評価整理業務委託、期間、令和4年度から5年度まで、限度額180万円です。

歳入では、2款使用料及び手数料は、下水道使用料632万6,000円で、前年度実績を見込んで、前年度比14万4,000円、2.2%の減。

3款繰入金は、一般会計繰入金3,786万6,000円で前年度比465万6,000円、10.9%。

6款町債は、下水道事業債2,080万円で、前年度比520万円、20%の減です。

歳出では、1款総務費90万5,000円で、委託料等の減により、前年度比244万円、72.9%の減。

2款農業集落排水事業費は、1,390万3,000円で、委託料等の減により、前年度比79万1,000円、5.4%の減。

3款公債費は、4,934万1,000円で、償還元金の減により687万5,000円、12.2%の減となっています。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としています。

次に、議案第26号令和4年度須恵町水道事業会計予算の提出について、水道事業会計予算書の3ページです。

第1条水道事業会計の予算は、次の定めるところによる。

第2条業務の予定量は、1、給水戸数1万1,000戸、前年度と同数。2、年間総給水量283万6,000立方メートル、前年度比1.6%増の見込み。3、年間有収水量271万9,000立方メートル前年度比1.4%増の見込み。4、1日平均給水量7,769立方メートル、前年度比1.6%増の見込み。5、建設改良事業費1億3,304万8,000円、前年度比10.9%増の見込みです。これは排水施設改良費の増によるものです。

第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益6億8,710万8,000円、前年度比5.8%の増、主に第1項営業収益、1目給水収益の増によるものです。

第2項営業外収益2,389万3,000円、2目長期前受金の収益化について、会計処理上の計上される利益のため、現金収入は伴わないものです。

支出、第1款水道事業費5億9,439万9,000円、前年度比0.3%の増。第1項営業費用5億6,966万7,000円、250万3,000円の増、主に委託料の増によるものです。第2項営業外費用2,353万2,000円、第3項特別損失20万円、第4項予備費100万円。4ページです。

第4条資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億7,129万4,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入3,550万円、前年度比31.5%の増、これは配水管と施設改良工事に伴う負担金の増です。

支出、第1款資本的支出2億679万4,000円、前年度比9.1%の増です。

第1項改良費1億3,304万8,000円は、排水施設改良工事の増により、前年度比1,312万2,000円の増。

第2項企業債償還金7,374万6,000円は、元利均等償還のため、前年度比415万4,000円の増です。

第5款議会の議決を得なければ流用することができない経費、1、職員給与費7,960万6,000円、人事異動により7.8%の減。2、公債費10万円。

第6条棚卸資金の購入限度額は700万円と定めるとしています。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としています。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第21号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第21号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり

り決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第21号令和4年度須恵町一般会計予算の提出については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第22号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第22号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第23号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第24号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第25号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第26号令和4年度須恵町水道事業会計予算の提出については委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。暫時休憩をいたします。再開を11時25分とします。休憩に入ります。

午前11時15分休憩

-----  
午前11時23分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第17. 発議第2号

○議長（松山 力弥） 日程第17、発議第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の説明を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○議員（10番 猪谷 繁幸） 議案書の1ページをお願いいたします。

発議第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

この議案について別紙のとおり、地方自治法及び須恵町議会会議規則の規定により提出によるものです。

提案理由として、常任委員会の所管について、須恵町課設置条例及び須恵町教育委員会事務局組織規則に規定する課に属する事項への改正及び追加の必要が生じたので、提出するものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

第2条中、総務建設産業委員会所管のまちづくり課をまちづくり課、ふるさと応援課に、文教厚生委員会所管の子ども教育課を学校教育課、子育て支援課に改正するものです。

2ページに戻って、附則でこの条例を令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。

この議案については、全員協議会においても協議されておりますので、質疑を省略し、これより発議第2号について討論に入ります。討論はありませんか——討論なしと認めます。よって、発議第2号について採決に入ります。本案に御賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第2号須恵町議会委員会条例の一部を

改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

### **日程第18. 発議第3号**

○議長（松山 力弥） 日程第18、発議第3号須恵町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、議会運営委員会からの提出のため、代表者である委員長からの説明を求めます。

13番、三上政義君。

○議員（13番 三上 政義） 議案書の1ページをお願いいたします。

発議第3号、須恵町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてでございます。

この議案について別紙のとおり、地方自治法及び須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。

提案理由といたしまして、議会議員の果たすべき職務を踏まえ、町議会の会議等を長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給について、その在り方を明確にする必要が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

この条例は、病気、療養による場合及び刑事事件の被疑者等になり身体の拘束を受け、長期欠席した場合の議員報酬等の減額について規定したものです。

第1条で条例の主旨を、第2条で定義、用語の意義を示し、第1条第3号で長期欠席は、90日を超えて議会の会議等の出席ができないことを理由としています。

第3条では、長期欠席届書、復帰届書の様式を定め、議長に届け出るといたしました。

また、第3項で、長期欠席届には、議長が必要と定める場合には医師の証明書等を求めることができるとしております。

第5条では、欠席期間に応じた議員報酬の減額割合を定め、欠席が365日を超えた場合は100分の50、つまり2分の1の減額としました。

第6条では、期末手当について基準日以前、6か月以内に議員報酬の減額月がある場合、期末手当の額は、期末手当の額にその減額割合を減じた額とし、異なる減額月がある場合は、高い減額割合を適用するとしております。

第7条では、公務災害、女性議員の出産等による長期欠席は、この条例の長期欠席の日数に含まないとして適用除外を規定をしております。

第8条では、議員が刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、拘留その他身体を拘束される処分を受けたとき、議員報酬の支給を一時差し止めるとしました。

第9条では、第8条と同様の処分を受けたときの期末手当の一時差止めを、第11条では、刑



事事件について有罪の判決が確定したときは、議員報酬及び期末手当は支給しないとしました。

禁固刑以上にならないと、議員は失職しませんが、罰金、科料などの有罪判決の中でも軽い刑事も不支給の該当とすることになります。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 委員長の説明が終わりました。

なお、この議案については、全員協議会においても協議成されておりますので、質疑を省略し、これより発議第3号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、発議第3号について採決に入ります。本案に御賛成の方は、起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、発議第3号須恵町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第19．議員定数調査特別委員会の所管事務調査報告について

○議長（松山 力弥） 日程第19、議員定数調査特別委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 議員定数調査特別委員会の議員定数に関する調査報告をいたします。

本特別委員会は令和3年9月15日、令和3年第3回定例会において議員決議により設置され、以来、6回にわたり調査、審議を重ねてまいりました。その経過について御報告をいたします。

平成23年の地方自治法の改正により、議員定数の上限は撤廃され、議会が自ら自由に議員定数を決定することができるようになりました。

須恵町より人口が多い近隣町において、須恵町の議員定数を下回る町も現れ、今後の議会のテーマである議会の在り方を検証することの一環として、本議会が議員定数に関して自主的に調査を行ったものです。

調査の方針として、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しつつ、近隣町及び人口や産業構造が類似している町と比較検討し、議会機能の低下を招かないよう、総合的観点から議員定数の在り方を調査することとしました。

まず、糟屋地区内の議会との比較を行いました。

須恵町の議員定数14人に対し、篠栗町12人、新宮町12人、宇美町においても昨年の6月、

定例会で改正条例が可決され、先月に行われた一般選挙から議員定数12名となりました。

糟屋地区内の議員1人当たりの人口で比較すると、須恵町は久山町に次いで少なく、糟屋地区内においては、須恵町は人口の割に議員が多いという結果になりました。

次に、範囲を広げて、全国及び福岡県の範囲で比較すると、この糟屋地区は面積が狭い町が多く、人口密度が高い地域であり、そのためか、議員定数が人口に対して極めて少ない地域であることが分かりました。

それぞれの議会は、運営方法や財政状況等の状況が違い、人口に対する比較が全てではなく、様々な視点から分析が必要です。

適正な議員定数を定める方法論として議会の機能、役割について整理する必要があり、議会自らの運営機能はもちろんのこと、行政監視機能、政策形成機能についてどう充実を図るか、性質による方法論としては、討議性、専門性、住民性をどう重視するかということになります。

協議に必要な委員会の人数は何人か、条例制定にはどういう知識が必要で、どういう人材が必要か、民意を反映するためには地域に議員は何人必要か、様々なことを検討しながら討論を重ねてきました。

また、議員間だけではなく、住民の代表として、区長会理事会の皆様、歴代議長の皆様との意見交換をさせていただき、貴重な御意見を頂きました。

その中で、議員定数と切り離して議論すべきと思いましたが、議会に選任できる議員が必要との考えから、議員報酬の見直しを提案される方もいらっしゃいました。

これらの議論を重ねた結果、本日、特別委員会、全員の合意の上、議員定数を1名削減する改正条例を削減に賛成する議員が発議し、採決することとなりました。

以上、議員定数調査特別委員会の調査報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

全員による調査を行っておりますので、質疑を省略し、報告済みとします。

---

## 日程第20、発議第4号

○議長（松山 力弥） 日程第20、発議第4号須恵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の説明を求めます。12番、田原重美君。

○議員（12番 田原 重美） 議案書の1ページをお願いします。

発議第4号須恵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

この議案については、別紙のとおり、地方自治法及び須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。

提案理由として、社会情勢の変化や本町の財政状況を踏まえ、町議会の行政、監査機能及び政策、形成機能をより一層強化しつつ、議会改革に取り組むことを目的とし、議員定数の削減を行うため提案するものです。

3 ページの新旧対照表をお願いします。

本則中、議員の定数を14人を13名に改正するものです。

2 ページに戻って、附則第1項の施行規律等で、この条例は令和4年4月1日から施行し、この条例の施行の日以後、初めて、その期日を告示される一般選挙から適用するとし、第2項の経過措置で、附則第1項の一般選挙までの間は、なお従前の例によるとしております。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。

この議案については、全員協議会においても協議がなされておりますので、質疑を省略し、これより発議第4号について討論に入ります。討論はありませんか。10番、猪谷繁幸君。

○議員（10番 猪谷 繁幸） この提案につきましては、私は反対とさせていただきます。というのは、たしかに糟屋郡内、議員の定数削減問題で、各町のほうではされてありますけども、須恵町の場合は人口も増加しており、今、議員削減ということは時期尚早じゃないかと考えております。

そしてまた、須恵町の場合、20行政区ありますので、地域の声をしっかり引き取ってくることにできれば、やっぱり議員定数減らすよりも現状のままで行っていただきたいと考えております。議員定数につきましては、時期尚早だと考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） ほかに討論はありませんか。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 私は、賛成討論をいたします。

今回の議員定数削減につきましては、昨年より議員定数調査特別委員会で調査報告を受けまして、各議員の意見を述べるなどして協議を重ねてきております。

議員削減となった前回、16人から14人にする目的は、当時、簡素にして効果的また効率的な行財政運営を行う必要があり、議会としても全面的に協力し、議会自ら率先して行財政改革を行う議員定数を行い、議員定数を削減する条例の改正案を提案とあります。

では、今回の削減の目的を問われた場合、町民それから区長からの声がほかの他町と比べて、他町は減らしているのにと。あるいは、その人数要るのかというような声大きいのかなというふうに思っております。

しかし、その中にも減らすことによって、しっかりした審議、議論ができるのかというふうな意見もありまして、現状の議員定数ではいいのではないのかという声もまたあります。

先ほど、委員長のほうから報告ありましたように、須恵町の人口から見て、全国の市町村と比べた場合は、14人という人数は決して多いわけではありませんけれども、先ほど言いました近隣町との比較で須恵町は、人口の割に議員が多い状況になっているというふうになっています。

昨年5月以降からは、一減という形で議会、委員会が進められておりまして、その後も行政を含め、議会等が滞ることがないような状況で今日まで来ております。であるなら、議員定数一減でも問題ないのではないかというふうに考えるところです。

また、議員としての役割の中で、町民の声を行政にしっかり届けることも大切な仕事の1つではあります。私は、地域での活動あるいは3校区にコミュニティーがあり、この活動の中で、民意を吸い上げながら行政に反映させるなど、方法はいろいろあろうかと考えるところです。

現状は、一減となっても円滑に進めることはできると思いますので、私は議員定数を1つ減らし、13人にすることに賛成をいたします。

以上です。

○議長（松山 力弥） ほかに討論はありませんか。8番、世利孝志君。

○議員（8番 世利 孝志） 私も1人削減で賛成といたします。

理由といたしましては、現状、コロナ禍等々によりの現状を踏まえてですね、そのために今後の財政面を考慮するため、経費削減のため。それと、先ほども説明ありましたように、近隣町を含め県下でも議員定数の削減の傾向にあります。そのために1名減で賛成ということで私は考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） ほかに討論はありませんか。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 賛成討論をいたします。

先ほど報告をいたしました、全国的に糟屋地区は、非常に人口の割に議員が少ない所ではございますが、糟屋地区内を見ますと、人口に対する議員の数は多くなっております。

糟屋地区で一緒に活動を議員としておりますので、やはり、1名減が妥当ではないかと思えます。

それと、児玉議員がいなかった6か月間、1名減でも何ら支障はなく、しっかりと議論をして議案をとおしておりますので1名削減が妥当だと思います。

賛成討論です。

○議長（松山 力弥） ほかに討論はありませんか。——これにて討論を終結します。よって、発議第4号について採決に入ります。

本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。

よって、発議第4号須恵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第21. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について、閉会中の継続調査の申出がっておりますのでお諮りします。

議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の企画・構成について、総務建設産業委員会より災害復旧工事及び空家対策進捗確認調査について、文教厚生員会より須恵町の史跡・文化財（第一小学校区）について。

以上、各委員会の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

ここでお諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整備、訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

以上で、3月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午後1時より広報特別委員会を第三委員会室で開催しますので、委員会の方は御集合願います。

この後、3月31日をもって退職されます3名の方及び任期最後の議会となります平松町長より御挨拶をお願いしたいと思いますので、閉会后、そのまま自席にてお待ちいただきたいと思ひます。

会議を閉じます。令和4年第1回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時49分閉会

---